

公民館使用料改定のお知らせ

市では、施設を利用される方(受益者)と利用されない方との負担の公平化を図るために、施設使用料等の見直しを定期的に行っています。

令和7年4月1日から、下記のとおり、公民館使用料等を改定します。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

()内は旧料金

料金区分	実面積等㎡	公民館使用料	冷暖房費	その他の設備
		単価(円) (1時間あたり)	単価(円) (1時間あたり)	単価(円) (1時間あたり)
スポーツ室	435.00	600(400)	—	—
第1研修室	48.00	100	240(200)	—
集会室	46.00	100	240(200)	—
音楽室	64.00	200	360(300)	—
軽運動場	164.00	600(400)	—	—
料理実習室	99.00	200	360(300)	※1 220(200)
茶室	33.00	100	240(200)	—
講習室	17.00	100	240(200)	—
第2研修室	33.00	100	240(200)	—

※1 コンロ、レンジ等を使用する場合(1時間につき)

○令和7年4月1日以後の利用であっても、令和7年3月中に申請、許可された使用料は、旧料金が適用されます。

○ご不明な点は、公民館または土岐市生涯学習課地域活動係までお問い合わせください。TEL:54-1111(内線363) 平日8:30~17:15

